

放射線利用技術等国際交流（研究者育成）業務
民間競争入札実施要項（案）

平成 25 年 月

文部科学省

目 次

1. 対象公共サービスの詳細な内容及びその実施に当たり確保されるべき対象公共サービスの質に関する事項（法第9条第2項第1号、第14条第2項第1号）	1
2. 実施期間に関する事項（法第9条第2項第2号、第14条第2項第2号）	4
3. 入札参加資格に関する事項（法第9条第2項第3号及び第3項、第14条第2項第3号及び第3項）	4
4. 入札に参加する者の募集に関する事項（法第9条第2項第4号、第14条第2項第4号）	6
5. 対象公共サービスを実施する者を決定するための評価の基準その他の対象公共サービスを実施する者の決定に関する事項（法第9条第2項第5号、第14条第2項第5号）	7
6. 対象公共サービスに関する従来の実施状況に関する情報の開示に関する事項（法第9条第2項第7号及び第4項、第14条第2項第6号及び第4項）	8
7. 受託者が、対象公共サービスを実施するに当たり、国の行政機関等の長等に対して報告すべき事項、秘密を適正に取り扱うために必要な措置その他の対象公共サービスの適正かつ確実な実施の確保のために契約により受託者が講ずべき措置に関する事項（法第9条第2項第11号、第14条第2項第9号）	8
8. 受託者が本業務を実施するに当たり第三者に損害を加えた場合において、その損害の賠償に関し契約により受託者が負うべき責任（国家賠償法の規定により国の行政機関等が当該損害の賠償の責めに任ずる場合における求償に応ずる責任を含む。）に関する事項（法第9条第2項第12号、第14条第2項第10号）	12
9. 対象公共サービスに係る第7条第8項に規定する評価に関する事項（法第9条第2項第13号、第14条第2項第11号）	12
10. その他対象公共サービスの実施に関し必要な事項その他	13
別紙1	… アンケート
別紙2	… 提案書類
別紙3	… 評価項目一覧表
別紙4	… 従来の実施状況に関する情報の開示に関する事項

放射線利用技術等国際交流（研究者育成）業務
民間競争入札実施要項

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号。以下「法」という。）に基づく競争の導入による公共サービスの改革については、公共サービスによる利益を享受する国民の立場に立って、公共サービスの全般について不断の見直しを行い、その実施について、透明かつ公正な競争の下で民間事業者の創意と工夫を適切に反映させることにより、国民のため、より良質かつ低廉な公共サービスを実現することを目指すものである。

前記を踏まえ、文部科学省は、公共サービス改革基本方針（平成25年6月14日閣議決定）別表において民間競争入札の対象として選定された放射線利用技術等国際交流（研究者育成）業務（以下「本業務」という。）について、公共サービス改革基本方針に従って、本実施要項を定めるものとする。

1. 対象公共サービスの詳細な内容及びその実施に当たり確保されるべき対象公共サービスの質に関する事項（法第9条第2項第1号、第14条第2項第1号）

（1）本業務の目的

我が国の原子力施設等の立地地域等の大学、研究機関等が中心となって進めている放射線利用技術や原子力基盤技術等に関する研究開発を促進し、当該技術を各国へ普及させること及び当該立地地域等がアジア諸国における研究開発の国際交流の拠点となることを目指し、本業務を実施する。受託者は、放射線利用技術等の研究開発の拡大が進むアジア諸国を中心とする国々を対象として、各国の原子力関係者を我が国に招聘し、原子力研究開発利用に関する研修、技術実習の実施を取りまとめ、研究及び技術実習を通して各国の研究開発に関する技術情報等を収集することで、得られた情報を国内の原子力施設等の立地地域等に広く提供する。

（2）本業務の内容

① 原子力技術者・研究者の選定及び招聘

アジア原子力協力フォーラム（FNCA¹）参加国をはじめとするアジア諸国の原子力技術者・研究者からの応募（招聘者の募集については②参照）に対して、研修遂行能力があるか、招聘を優先すべき国（我が国として原子力推進を強くサポートしている国）の者であるか、近年の文部科学省主催の研修プログラムへの参加経験があるか等の観点から、応募者申請書の審査を行った上で招聘者選定案を作成し、（2）③の運営委員会に付する。

放射線利用技術や原子力基盤技術等に関する効率的かつ効果的な研修・技術実習を実施するために、この運営委員会にて選定された招聘者（各国の原子力技術者・研究者）及び受入機関（国内の研究機関や大学等）との調整を行い、招聘を行う。

招聘予定者：各年度20名程度

招聘期間：3か月から6か月程度

¹ アジア原子力協力フォーラム（Forum for Nuclear Cooperation in Asia）：アジア諸国における放射線技術・原子力技術等の国際協力の枠組みであり、この下でアジア諸国の専門家からなる分野別（放射線利用開発、原子力安全強化、研究炉利用開発及び原子力基盤強化）、テーマ別のプロジェクトを実施している。

招聘対象国：オーストラリア、バングラデシュ、中国、インドネシア、カザフスタン、韓国、マレーシア、モンゴル、フィリピン、スリランカ、タイ、ベトナムの12か国（オーストラリア、韓国は自己負担）

受託者は原子力技術者・研究者の招聘に関連し、以下の業務を行うものとする。

- ・ 渡航前の各種手続（ビザ取得用書類の準備、航空券・宿泊施設の手配、招聘者所属機関及び招聘者と受入機関間の誓約書取り交わしの支援等）
- ・ 招聘者来日時のオリエンテーション開催（滞在中の各種注意事項の説明等）
- ・ 招聘者来日時の各受入機関及び宿泊施設への案内及び出国時の案内
- ・ 招聘者来日時の各種手続（住民登録申請、銀行口座開設の支援等）
- ・ その他招聘者の滞在中のサポート
- ・ 研修、技術実習後の報告書作成要請及び取りまとめ 等

また、受入機関に対しては以下事項の実施を依頼するものとする。

- ・ 研究テーマ・内容の提案及び受入担当研究者（研究室）の設定
- ・ 研修、技術実習の事前準備（資料、資機材の準備等）及び実施
- ・ 研修、技術実習後の招聘者に対する評価結果の報告 等

② 招聘者の募集等

年度ごとに翌年度の大学、研究機関等への招聘方法に関する検討を行い、(2)①の招聘対象国全てに対して招聘者の募集を行う。募集に当たっては、原子力施設等の立地地域等にある大学、研究機関への招聘が促進されることを重視して、コース及び研究分野・テーマを設定することとする。

(イ) コースの設定

設定コースについては、業務を効率的かつ効果的に遂行するため、FNCAの原子力教育訓練プログラム（ANTEP²）を利用して検討するものとし、ANTEPを通じて調査されたアジア諸国のニーズを反映し、FNCAプロジェクトとの関連を重視した内容で設定コース案を作成する。作成した設定コース案については、(2)③の国内運営委員会での審議を踏まえるとともに、文部科学省と事前協議を行った上で、最終決定を行う。

なお、個別の特定課題へのニーズに応えるための研修・技術実習を行うコースと、分野全体の知識・技術を把握するための基礎的な研修・技術実習を行うコースとの双方を設定するものとする。

【参考】平成25年度 募集／招聘設定コース

- FNCAコース：FNCA研究活動に関連が深いもの（テーマ例：バイオ肥料、電子加速器等）
- 個別研究課題コース：各国の個別の特定課題へのニーズに応えたもの（テーマ例：放射性廃棄物管理、原子炉燃料・材料等）
- 基礎基盤コース：分野全体を把握したいというニーズに応えたもの（テーマ例：原子力工学／原子力安全工学、パブリックアクセプタンス等）

² アジア原子力教育訓練プログラム（Asian Nuclear Training and Education Program）：アジア原子力協力フォーラム（Forum for Nuclear Cooperation in Asia）参加国における効果的、効率的な人材養成活動促進のために開発された、人材養成におけるニーズと既存の人材養成プログラムとをマッチングするためのデータベース。

(ロ) 研究分野・テーマの設定を含めた募集内容の設定

(2) ②(イ)において設定したコースを、翌年度の受入機関の候補となる大学、研究機関等へ周知し、受入れ可否及び募集研究分野・テーマに関する検討を依頼する。

大学、研究機関等による検討結果を踏まえ、募集研究分野・テーマを含めた翌年度の募集内容の案を作成する。作成した募集内容の案については文部科学省と事前協議を行った上で、(2) ③の国内運営委員会の委員長へ提案し、最終決定を行う。

(ハ) 招聘者の募集

(2) ②(ロ)の募集内容を反映した募集案内を作成し、(2) ①の招聘対象国全てに対して招聘者の募集を行う。具体的には、各国における原子力に関する代表機関に対して案内を行い、各国内で応募者を取りまとめて貰うものとする。その他、招聘者募集にあたり有効な手段を文部科学省へ提案の上、実施する。

③ 国内運営委員会の設置・開催

(イ) 国内運営委員会の設置

(2) ①及び②の研修等を専門的観点及びFNCAの枠組みや他のアジア技術協力事業との相乗効果等の幅広い観点から審議・評価するため、大学や研究機関等の有識者による国内運営委員会を設置する。設置にあたっては、構成委員の選定案を作成し、文部科学省へ提案の上、構成委員を決定する。

(ロ) 国内運営委員会の開催

(2) ③(イ)で設置した運営委員会を、年度ごとに年度初め(招聘者選定及び年度計画内容の検討等)と年度末(年度実施結果の評価及び翌年度の募集案内に関する検討等)の計2回開催する。

④ ニュースレターの作成・配布

各年度を通じた本業務の活動状況を十数ページ程度でまとめたニュースレター(日本語/英語)を年度ごとに1回以上作成し、各年度末までに関係各国及び国内の原子力施設等の立地地域等である以下の配布先を含めた地方公共団体、大学、研究機関等有効な送付先を文部科学省へ提案の上、配布する。

【平成24年度 主な配布先(国内)】

青森県、福井県、北海道大学、弘前大学、八戸工業大学、東北大学、東京大学、東京工業大学、首都大学東京、東京農工大学、茨城大学、名古屋大学、福井大学、福井工業大学、京都大学、九州大学、日本原子力研究開発機構、産業技術総合研究所、放射線医学総合研究所、若狭湾エネルギー研究センター、物質・材料研究機構、日本アイソトープ協会

⑤ 過去招聘者のデータベース整備

文部科学省から提供される本業務に係る過去の招聘者データに対して、年度ごとに選定された招聘者情報を追加し、データベースとして整備するとともに、本業務の推進・運営に活用する。

⑥ アンケート調査の実施

各年度において研修・技術実習実施後、招聘者全員及び全受入機関に対してアンケート調査を実施する。アンケート調査項目には、実施内容に対する評価を含むこととし、回収は受託者が行うこととする。受託者は、別紙1を参考に、有効なアンケート調査票を作成し、文部科学省へ提案を行った上で当該調査を実施する。

なお、受託者は文部科学省（研究開発局研究開発戦略官付）と相談・協議を行いながら、上記の業務を進めるものとする。

（3）確保されるべき対象公共サービスの質及び水準

本業務の実施に当たり、サービスの質を確保すべき事項及び目標とすべき水準は以下の通りとする。

事項	測定方法	水準
招聘者及び受入機関にとって、研究・技術実習が有意義であること	招聘者全員及び全受入機関に対するアンケート調査	「非常に有意義だった」「有意義だった」等の肯定的回答が75%以上
招聘者及び受入機関にとって、各種手続、調整等の対応が満足であること	同上	「非常に満足だった」「満足だった」等の肯定的回答が75%以上

なお、水準が達成できなかったときは、実施内容の改善に関して文部科学省と協議するものとする。協議の際に文部科学省は、本実施要項及び入札時点の企画提案書の範囲内で、受託者への改善案の提示の要求及び改善案の提示ができるものとする。

ただし、受託者の責めによらない事由があると文部科学省が認める場合には、例外とする。

（4）契約の形態及び委託費の支払方法

- ① 契約の形態は、精算条項を付した年度ごとに支払を行う委託契約とする。
- ② 受託者は、年度の業務完了後、当該年度における業務に係る支出の決算書を作成し、文部科学省による調査を受けなければならない。
- ③ 調査の結果、その内容が適正であれば、当該業務に要した実支出額と契約書によりあらかじめ約定された各年度の契約金額を比較し、安価な金額を精算額として、当該精算額について受託者からの適法な請求書を受理した日から起算して30日以内に支払うものとする。
- ④ 受託者は、各年度の業務を完了する前においても、当該年度において業務に要した経費について請求することができる。その場合、文部科学省は前項に準じて支払を行うものとする。
- ⑤ 委託費は、本業務の開始以降のサービスの提供に対して支払われるものであり、受託者が行う引継ぎや準備行為等に対して、受託者に発生した費用は、受託者の負担とする。

2. 実施期間に関する事項（法第9条第2項第2号、第14条第2項第2号）

当該業務の実施期間は、平成26年4月1日から平成31年3月31日までとする。

3. 入札参加資格に関する事項（法第9条第2項第3号及び第3項、第14条第2項第3号及び第3項）

- （1）法第15条において準用する法第10条各号（第11号を除く。）に該当する者でないこと。

- (2) 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号。以下「予決令」という。）第 70 条及び第 71 条に規定される次の事項に該当する者は、競争に参加する資格を有さない。
- ① 未成年者（婚姻若しくは営業許可を受けている者を除く。）、成年被後見人、被保佐人又は被補助人並びに破産者で復権を得ない者
- なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている場合は、これに当たらない。
- ② 以下の各号のいずれかに該当すると認められ、契約担当官が 3 年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないこととした者（これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についてもまた同じ。）
- (ア) 契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき
- (イ) 公正な競争の執行を妨げたとき又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合したとき
- (ウ) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げたとき
- (エ) 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき
- (オ) 正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき
- (カ) この項（この号を除く。）の規定により一般競争に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり、代理人、支配人、その他の使用人として使用したとき
- (3) 平成 25・26・27 年度における「役務の提供等」の競争契約の参加資格（全省庁統一資格）において、開札時までに関東・甲信越の「A」、「B」又は「C」等級に格付されている者であること。
- (4) 公正性かつ無差別性が確保されている場合を除き、本件業務の仕様の策定に直接関与していない者であること。
- (5) 本件業務のための調査を請け負った者又はその関連会社でないこと（当該者が当該関与によって競争上の不公正な利点を享受しない場合を除く。）
- (6) 本件入札において、「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）に違反し、価格又はその他の点に関し、公正な競争を不法に阻害するために入札を行った者でないこと。
- (7) 文部科学省から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (8) 入札説明書の交付を受けた者であること。

4. 入札に参加する者の募集に関する事項（法第9条第2項第4号、第14条第2項第4号）

（1）入札の実施手続及びスケジュール（予定）

入札公告：	平成26年1月上旬頃
入札説明会：	平成26年1月中旬頃
質問期限：	平成26年1月下旬頃
入札書類提出期限：	平成26年2月上旬頃
技術審査会：	平成26年2月中旬頃
開札及び落札予定者の決定：	平成26年2月下旬頃
落札者の決定：	平成26年3月上旬頃
契約締結：	平成26年4月

（2）入札書類

入札参加者は、次に掲げる書類を別に定める入札説明書に記載された期日及び方法により提出すること。

① 提案書類（別紙2）

総合評価のための業務の具体的な方法及びその質の確保等に関する書類

② 入札書

入札金額（契約期間内のすべての委託業務に対する報酬の総額の108分の100に相当する金額）を記載した書類

③ 委任状

代理人に委任したことを証明する書類。ただし、代理人による入札を行う場合に限る。

④ 競争参加資格審査結果通知書の写し

平成25・26・27年度における文部科学省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」についてA、B又はC等級に格付され関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であることを証明する審査結果通知書の写し。

⑤ 参考見積書

契約後に発生する経費のみとする。

⑥ 法第15条において準用する法第10条に規定する欠格事由のうち、暴力団排除に関する規程について評価するために必要な書類

⑦ 主たる事業概要、従業員数、事業所の所在地、代表者略歴、主要株主構成、他の者との間で競争の導入による公共サービス改革に関する法律施行令（平成18年7月5日政令第228号）第3条に規定する特定支配関係にある場合は、その者に関する当該情報

（3）開札に当たっての留意事項

① 開札は、入札参加者を立ち合わせて行う。ただし、入札参加者が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。

② 開札場は、入札参加者並びに入札事務に関係のある職員（以下「入札関係職員」という。）及び上記①の立会い職員以外の者は入場することはできない。

③ 入札参加者は、開札時刻後に開札場に入場することはできない。

④ 入札参加者は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ、身分証明書

を提示しなければならない。この場合、代理人が上記(2)③に該当する代理人以外の者である場合にあっては、委任状を提出しなければならない。

- ⑤ 入札参加者は、支出負担行為担当官が特にやむを得ない事情があると認められる場合のほか、開札場を退場することはできない。
- ⑥ 開札場において、次の各号の一に該当する者は当該開札場から退去させる。
 - (ア) 公正な競争の執行を妨げ、又は妨げようとした者
 - (イ) 公正な価格を害し又は不正の利益を得るための連合をした者
- ⑦ 開札をした場合において、入札参加者の入札のうち、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、再度の入札を行う。この場合において、入札参加者のすべてが立ち会っている場合にあっては直ちに、その他の場合にあっては別に定める日時において入札を行う。

5. 対象公共サービスを実施する者を決定するための評価の基準その他の対象公共サービスを実施する者の決定に関する事項（法第9条第2項第5号、第14条第2項第5号）

対象公共サービスを実施する者（以下「落札者」という。）の決定は、提案書による評価（技術評価）と入札価格に対する評価（価格評価）を総合した評価による方式（総合評価方式）によるものとする。落札者決定に当たっての質の評価項目の設定は「評価項目一覧表」（別紙3）のとおりであり、その評価は文部科学省に設置する外部有識者を含む技術審査会において行うものとする。

(1) 落札者を決定するための評価基準

① 技術評価点（合計100点）

技術評価は、提出された提案書の内容が、本業務の目的・趣旨に添って実行可能なものであるか（必須項目審査：基礎点）、また、効果的なものであるか（加点項目審査：加点）について行い、基礎点と加点の合計点を技術評価点とする。

(ア) 必須項目審査（基礎点：70点）

「評価項目一覧表」（別紙3）の必須項目について審査を行い、そのすべてを満たしている提案には基礎点70点を与え、その1つでも満たしていない場合は失格とする。

(イ) 加点項目審査（加点：30点）

「評価項目一覧表」（別紙3）の項目のうち加点の対象とされている項目について審査を行い、効果的な取組となっている項目について、同表の基準により加点を付与する。

② 入札価格点（点数50点）

入札価格に対する評価点については以下の計算方法により、入札参加者が提示した入札価格に応じて得点が計算される。なお、価格点の配分は50点とする。

$$\text{入札価格点} = \text{価格点の配分} \times (1 - \text{入札価格} \div \text{予定価格})$$

(2) 落札者の決定

- ① 上記3の入札参加資格及び上記(1)①アの必須項目をすべて満たし、入札参加者の入札価格が予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であり、かつ、当該入札参加者の申込みに係る上記(1)②の入札価格に対する得点と、(1)①の技術等の各評価項目の得点合計を合算して得た数値（総合評価点）の最も高い者をもって落札者とする。

- ② 落札者となるべき者の入札価格によって、その者より当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち総合評価点が最も高い者を落札者とするところがある。
- ③ 落札者となるべき者が2人以上あるときには、直ちに入札参加者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。また、入札参加者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、入札執行事務に関係のない職員がこれに代わってくじを引き落札者を決定するものとする。
- ④ 落札者が、指定の期日までに契約書の取り交わしをしないときは、落札の決定を取り消すものとする。
- ⑤ 文部科学省は、落札者が決定したときは、遅滞なく、落札者の氏名又は名称、落札金額等について公表するものとする。
- ⑥ 契約の締結は、本件業務にかかる予算が成立することを前提条件とする。
- ⑦ 入札者又はその代理人の入札のうち予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行うこととし、これによってもなお落札者となるべき者が決定しない場合には、入札条件を見直し、再度公告入札に付することにする。

6. 対象公共サービスに関する従来の実施状況に関する情報の開示に関する事項（法第9条第2項第7号及び第4項、第14条第2項第6号及び第4項）

従来の実施に関する情報は、別紙4の通り。

7. 受託者が、対象公共サービスを実施するに当たり、国の行政機関等の長等に対して報告すべき事項、秘密を適正に取り扱うために必要な措置その他の対象公共サービスの適正かつ確実な実施の確保のために契約により受託者が講ずべき措置に関する事項（法第9条第2項第11号、第14条第2項第9号）

(1) 実績及び状況報告

本業務が適正に履行されていることを確認するため、受託者は、本業務の完了後に報告書を提出するとともに、下記①及び②の報告を文部科学省に行うものとする。また、別途、文部科学省の必要に応じて報告等を求められた場合は、適宜対応するものとする。

- ① 受託者は本業務の業務期間の毎会計年度（最終年度を除く。）の終了後、前会計年度における業務の実施状況を文部科学省に報告するものとする。
- ② 受託者は上記1.（4）④による請求を行う場合においては、当該請求の経費に係る業務の実施状況を文部科学省に報告するものとする。

(2) 調査

文部科学省は、本業務の適正かつ確実な実施を確保するために必要があると認めるときは、法第26条第1項に基づき、受託者に対して、必要な報告を求め、又は事務所等に立ち入り、本業務の実施の状況若しくはその帳票、書類その他の物件を検査し、若しくは関係者に質問することができる。

立入検査をする文部科学省の職員は、検査等を行う際には、当該検査が法第 26 条第 1 項に基づくものであることを受託者に明示するとともに、その身分を示す証明書を携行し、関係者に提示するものとする。

(3) 指示

文部科学省は、本業務を適正かつ的確に実施させるために必要があると認めるときは、受託者に対し、必要な措置をとるべきことを指示することができる。

なお、上記によらず、業務の質の低下につながる問題点を確認した場合は、指示を行うことができるものとする。

(4) 契約に基づき受託者が講ずべき措置

① 業務の開始及び中止又は廃止

受託者は、締結された本契約に定められた業務開始日に、確実に本業務を開始しなければならない。また、やむを得ない事由により、本業務を中止又は廃止しようとするときは、あらかじめ、文部科学省の承認を受けなければならない。

② 法令の遵守

受託者は、本業務を実施するに当たり適用を受ける関係法令等を遵守しなくてはならない。

③ 再委託の取扱い

(ア) 受託者は、本業務の実施に当たり、その全部を一括して再委託してはならない。

(イ) 受託者は、本業務の実施に当たり、その一部について再委託を行う場合には、原則として、あらかじめ提案書において、再委託に関する事項（再委託先の住所・名称・再委託先に委託する業務の範囲、再委託を行うことの合理性及び必要性、再委託先の業務履行能力並びに報告徴収その他業務の方法）について記載しなければならない。

(ウ) 受託者は、本契約締結後やむを得ない事情により再委託を行う場合には、再委託に関する事項を明らかにした上で文部科学省の承認を受けなければならない。

(エ) 上記イ及びウにより、受託者が再委託先に業務を実施させる場合は、すべて受託者の責任において行うものとし、再委託先の事業者の責めに帰すべき事由については、受託者の責めに帰すべき事由とみなして、受託者が責任を負うものとする。また、再委託先については、受託者と同等の義務を負わせるものとする。

④ 談合等の不正行為に係る違約金等

(ア) 受託者は、本業務に関して、次の各号の一に該当するときは、契約金額の 10 パーセントに相当する額を違約金として文部科学省が指定する期日までに支払わなければならない。

- a 受託者が独占禁止法第 3 条又は同法第 19 条の規定に違反し、又は受託者が構成員である事業者団体が同法第 8 条第 1 項第 1 号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受託者又は受託者が構成員である事業者団体に対して、同法第 49 条第 1 項に規定する排除措置命令又は同法第 50 条第 1 項に規定する納付命令を行い、当該命令又は同法第 66 条第 4 項の審決が確定したとき。ただし、受託者が同法第 19 条の規定に違反した場合であって当該違反行為が同法第 2 条第 9 項の規定に基づく不公正な取引方法（昭和 57 年公正取引委員会告示第 15 号）第 6 項に規定する不当廉売の場合など文部科学省に金銭的損害が生じない行為として、受託者がこれを証明し、その証明を文部科学省が認めたときは、この限りでない。

b 公正取引委員会が、受託者に対して独占禁止法第7条の2第18項又は同法第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

c 受託者（受託者が法人の場合にあっては、その役員又は使用人）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の3又は独占禁止法第89条第1項若しくは独占禁止法第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。

(イ) 前項の規定は、文部科学省に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、文部科学省がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

(ウ) 受託者は、本契約に関して、上記アの各号の一に該当することとなった場合は、速やかに当該処分等に係る関係書類を文部科学省に提出しなければならない。

⑤ 債権債務の譲渡の禁止

受託者は、本業務の実施により生じる債権及び債務の全部又は一部を第三者に譲渡してはならない。ただし、これにより難しい場合は、事前に文部科学省と協議のうえ、指示に従わなければならない。

⑥ 帳簿の記載等

受託者は、実施年度ごとに本業務に関して作成した記録や帳簿書類を、本業務を終了し、又は廃止した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

⑦ 秘密の保持

受託者は、本業務の実施により知り得た事項の機密を保持しなければならない。ただし、文部科学省に書面による承諾を得た場合、若しくは当該機密が次の各号のいずれかに該当する場合はこの限りではない。

(ア) 知り得た際、既に公知となっている事項

(イ) 知り得た後、受託者の責に帰すべき事由によらず刊行物その他により公知となった事項

(ウ) 知り得た時点で、既に受託者が自ら所有していたことを書面で証明できる事項

⑧ 個人情報の取扱い

(ア) 受託者は、文部科学省から預託を受けた個人情報について、善良な管理者の注意をもって取扱う義務を負わなければならない。

(イ) 受託者は次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、事前に文部科学省の承認を受けた場合は、この限りではない。

a 文部科学省から預託を受けた個人情報を第三者（再委託する場合における再委託先を含む。）に預託若しくは提供又はその内容を知らせること。

b 文部科学省から預託を受けた個人情報を本業務の目的の範囲を超えて使用、複製、又は改変すること。

(ウ) 受託者は、文部科学省から預託を受けた個人情報の漏洩、滅失、毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(エ) 文部科学省は、必要があると認めるときは、職員又は文部科学省の指定する者に受託者の事務所及びその他の業務実施場所等において、文部科学省が預託した個人情報の管理が適切に行われているか等について調査をさせ、受託者に対して必要な指示をすることができる。

(オ) 受託者は、文部科学省から預託を受けた個人情報を本業務の完了後、廃止又は解除をした後に速やかに文部科学省に返還しなければならない。ただし、文部科学省が別に指示したときは、その指示によるものとする。

(カ) 受託者は、文部科学省から預託を受けた個人情報について漏洩、滅失、毀損、その他違反

等が発生したときは、文部科学省に速やかに報告し、その指示に従わなければならない。
(キ) 上記ア及びイの規定については、本業務の完了、廃止又は解除をした後であっても効力を有するものとする。

⑨ 属性要件に基づく契約解除

文部科学省は、受託者が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

(ア) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

(イ) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

(ウ) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

(エ) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき

(オ) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

⑩ 行為要件に基づく契約解除

文部科学省は、受託者が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

(ア) 暴力的な要求行為

(イ) 法的な責任を超えた不当な要求行為

(ウ) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

(エ) 偽計又は威力を用いて業務を妨害する行為

(オ) その他前各号に準ずる行為

⑪ 下請負契約等に関する契約解除

(ア) 受託者は、契約後に下請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該下請負人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し契約を解除させるようにしなければならない。

(イ) 文部科学省は、受託者が下請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

⑫ 契約解除時の取扱い

(ア) 文部科学省は、上記⑨から⑪の規定により本契約を解除した場合は、これにより受託者に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

(イ) 受託者は、文部科学省が上記⑨から⑪の規定により本契約を解除した場合においては、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として文部科学省が指定する期間内に支払わなければならない。

(ウ) 前項の場合において、契約保証金の納付が行われているときは、文部科学省は、当該契約保証金をもって違約金に充当することができる。

⑬ 契約内容の変更

文部科学省及び受託者は、本業務を改善するため、又は経済情勢の変動、天災地変の発生、関係法令の制定若しくは改廃、その他契約の締結の際、予測できなかった著しい変更が生じたことにより本業務の実施が不相当と認められる場合は、協議の上、法第21条の手続を経て契約の内容を変更することができるものとする。

⑭ 業務の引継ぎ

(ア) 受託者は、契約期間前において現行業務の受託者から確実に必要かつ十分な業務の引継ぎ等を行うこと。

(イ) 受託者は本業務の契約期間満了の際、次期の受託者に対し、当該業務の開始日までに業務の引継ぎを行わなければならない。

(ウ) 当該引継ぎに必要となる経費は、受託者の負担とする。

(エ) 文部科学省は、業務の引継ぎ等が円滑に実施されるよう必要な協力を行うものとする。

⑮ 契約の解釈

本契約に関して疑義が生じた事項については、その都度、受託者と文部科学省が協議するものとする。

8. 受託者が本業務を実施するに当たり第三者に損害を加えた場合において、その損害の賠償に関し契約により受託者が負うべき責任（国家賠償法の規定により国の行政機関等が当該損害の賠償の責めに任ずる場合における求償に応ずる責任を含む。）に関する事項（法第9条第2項第12号、第14条第2項第10号）

本契約を履行するに当たり、受託者又はその職員その他の本業務に従事する者が、故意又は過失により、本業務の受益者等の第三者に損害を加えた場合には、次に定めるところによるものとする。

(1) 文部科学省が国家賠償法第1条第1項等に基づき当該第三者に対する賠償を行ったときは、文部科学省は受託者に対し、当該第三者に支払った損害賠償額（当該損害の発生について文部科学省の責めに帰すべき理由が存する場合は、文部科学省が自ら賠償の責めに任ずべき金額を超える部分に限る。）について求償することができる。

(2) 受託者が民法（明治29年法律第89号）第709条等に基づき当該第三者に対する賠償を行った場合であって、当該損害の発生について文部科学省の責めに帰すべき理由が存するときは、受託者は文部科学省に対し、当該第三者に支払った損害賠償額のうち自ら賠償の責めに任ずべき金額を超える部分について求償することができる。

9. 対象公共サービスに係る第7条第8項に規定する評価に関する事項（法第9条第2項第13号、第14条第2項第11号）

(1) 実施状況に関する調査の時期

内閣総理大臣が行う評価の時期（平成30年6月を予定）を踏まえ、当該業務の実施状況については、平成30年3月末時点における状況を調査するものとする。

(2) 調査の方法及び調査項目

文部科学省は、受託者が実施した本業務の内容について、その評価が的確に実施されるように、受託者に招聘者全員及び全受入機関に対するアンケート調査を実施させるものとする。

(3) 意見聴取

文部科学省は、本業務の実施状況の調査を行うに当たり、受託者から直接意見の聴取等を行うことができるものとする。

(4) 実施状況等の提出

文部科学省は、平成 30 年 5 月を目途として、本業務の実施状況等を内閣総理大臣及び官民競争入札等監理委員会へ提出するものとする。

10. その他対象公共サービスの実施に関し必要な事項その他

(1) 対象公共サービスの実施状況等の監理委員会への報告

文部科学省は、受託者に対する会計法令に基づく監督・検査の状況について、業務終了後に官民競争入札等監理委員会へ報告するとともに、法第26条及び第27条に基づく報告徴収、立入検査、指示等を行った場合には、その都度、措置の内容及び理由並びに結果の概要を監理委員会へ報告することとする。

(2) 文部科学省の監督体制

本業務に係る監督は、支出負担行為担当官が自ら又は補助者を命じて、立会い、指示その他の適切な方法において行うものとする。

(3) 主な受託者の責務等

- ① 本業務に従事する者は、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなされる。
- ② 法第 54 条の規定により、本業務の実施に関し知り得た秘密を漏らし、又は盗用した者は、1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処される。
- ③ 法第 55 条の規定により、報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者、あるいは指示に違反した者は、30 万円以下の罰金に処される。
- ④ 法第 56 条の規定により、法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、法第 55 条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条の刑が科される。
- ⑤ 受託者は、会計検査院法（昭和 22 年法律第 73 条）第 23 条第 1 項第 7 号に規定する者に該当することから、会計検査院が必要と認めるときには、同法第 25 条及び第 26 条により、同院の実地の検査を受けたり、同院から直接又は文部科学省に通じて、資料又は報告等の提出を求められたり、質問を受けたりすることがある。

MEXT The Nuclear Researchers Training Program FY20XXQuestionnaire (Draft)

1. Do you find the information and knowledge obtained through the program useful to your job in your country?
<input type="checkbox"/> ①strong agree <input type="checkbox"/> ②agree <input type="checkbox"/> ③disagree <input type="checkbox"/> ④strong disagree
2. Please describe the reason you chose the above answer. If you chose ① or ②, how would you like to use the information and knowledge from now on?
3. How about the various supports (such as flight reservation, support for obtaining a visa, support during your stay in Japan etc.) for your participation to the program?
<input type="checkbox"/> ①very satisfied <input type="checkbox"/> ②satisfied <input type="checkbox"/> ③unsatisfied <input type="checkbox"/> ④very unsatisfied
4. Please describe the reason you chose the above answer.
5. What kind of impression did you get through your participating in the program? (Ex. how to advance the research / the condition of the laboratory)
6. Please describe comments on the program. (Ex. good point, not good point, wishes in future, etc.)
7. Others (Ex. awareness in your research and life, opinion, etc.)

文部科学省 XX 年度「放射線利用技術等国際交流（研究者育成）」
アンケート（案）

1. 本プログラムを通して得た情報や交流等は、貴機関において有意義でしたか。
<input type="checkbox"/> ①非常に有意義だった <input type="checkbox"/> ②有意義だった <input type="checkbox"/> ③あまり有意義でなかった <input type="checkbox"/> ④全く有意義でなかった
2. 上記回答の理由をご記入下さい。また、①②を選択された場合は、本プログラムを通して得た情報や交流等を今後の活動にどのように活用していくかについてご記入下さい。
3. 招聘者の受入れにあたり、各種手続き、調整等の対応はいかがでしたか。
<input type="checkbox"/> ①非常に満足だった <input type="checkbox"/> ②満足だった <input type="checkbox"/> ③あまり満足でなかった <input type="checkbox"/> ④全く満足でなかった
4. 上記回答の理由についてご記入下さい。
5.本プログラムに関するご意見をご記入下さい。（良かった点、改善点、今後の要望他）
6. その他感想・ご意見等をご記入下さい。

提 案 書 類

1. 提案書
2. 提案書 様式1
3. 提案書 様式2
4. 総合評価基準対応表
5. 添付資料
 - ①会社概要
 - ②事業報告書（直近のもの）
 - ③収支決算書（直近のもの）
 - ④受託実績
 - ⑤必要に応じた資料
【用語解説や提案詳細説明資料（提案書本文との対応関係を明確にする。）など。】

（ 担当者 ）

- ①社名、役職
- ②氏名
- ③住所、電話番号、メールアドレス

提 案 書

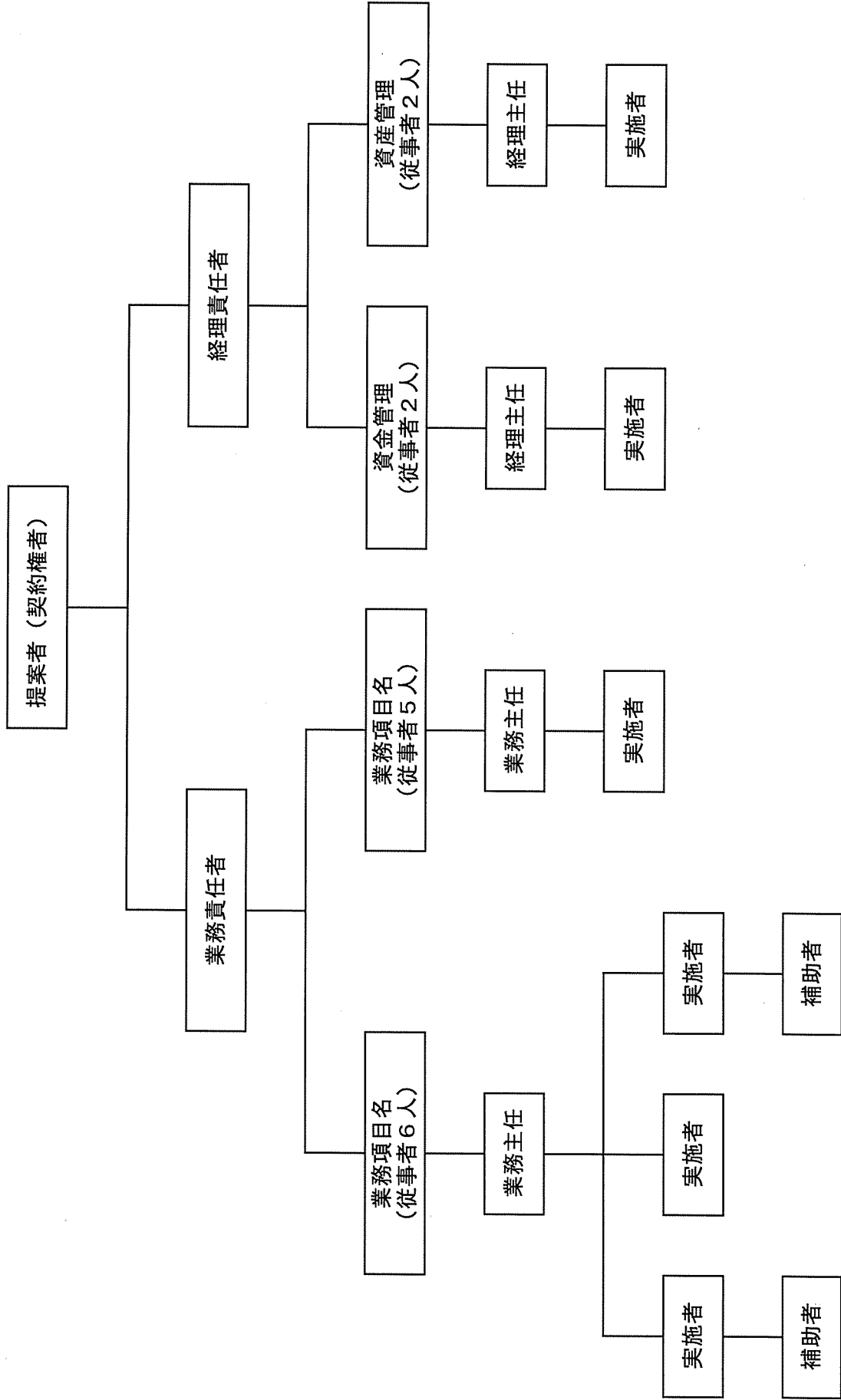
1. 委託業務の題目	放射線利用技術等国際交流（研究者育成）
2. 委託業務の目的	提案する業務の目的を具体的に記載する。
3. 成果の目標	上記の委託業務の目的を達成するための成果の目標を具体的に記載する。
4. 業務の方法	上記の委託業務の目的、成果の目標を達成するために実施する業務の方法を具体的かつ詳細に記載する。

5. 業務実施体制	(提案者(契約権者)) 住所 役職 氏名 (業務責任者) 役職 氏名 (経理責任者) 役職 氏名	
	(実施体制、人員数、配置など) 実施体制、人員数、配置などの具体的な説明を記載するほか、様式1を作成。	
	(経営基盤) 業務を円滑に実施するための経営基盤の具体的な説明を記載する。	
	(業務責任者等の実績及び能力) 業務責任者など業務従事者が、同種業務や類似業務の実績、業務に関する特許、知見、知識を有している具体的な説明を記載する。	
6. 施設・設備の状況	業務に必要となる施設・設備の保有状況、業務の効果的・効率的実施に資する配置などの具体的な説明を記載する。	(名称) (数量) (設置場所)
		(名称) (数量) (設置場所)
		(名称) (数量) (設置場所)
7. 組織の実績及び能力	組織が、同種業務や類似業務の実績、業務に関する特許、知見、知識を有している具体的な説明を記載する。	
8. 委託業務実施期間	平成○年○月○日から平成○年○月○日まで	
	業務の期間、工程などの具体的な説明を記載するほか、様式2を作成。	

様式 1 : 業務実施体制図 (実施体制、人員数、配置)

委託業務題目 : 放射線利用技術等国際交流 (研究者育成) 業務、提案者名 :

【記載例】



様式 2 : 業務実施計画
(○年度)

委託業務題目 : 放射線利用技術等国際交流(研究者育成)業務

区 分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
業務項目												
業務項目細分												
業務項目細分												
業務項目												
業務項目細分												
業務項目細分												
業務項目												
業務項目細分												
業務項目細分												
業務項目												
業務項目細分												
業務項目												
業務項目細分												
業務項目細分												

総合評価基準と提案書の対応表
放射線利用技術等国際交流（研究者育成） 評価項目及び得点配分基準

評価項目（要求要件）	基礎点	加点	提案書 項目番号
1. 業務の内容及び実施方法	30	10	
1-1. 業務の目的及び趣旨との整合性	10	/	2、4、8
* 1-1-1. 業務の目的及び趣旨との整合性がとれていること。	5	/	
* 1-1-2. 研修趣旨と研修対象（年齢及び職種等）が的確に捉えられていること。	5	/	
1-2. 業務内容の妥当性・独創性	10	5	
* 1-2-1. 国の広報業務として妥当な内容であること。（内容に創意工夫があれば加点する。）	5	5	
* 1-2-2. 研修内容が国民一般にとって分かり易いものとなっていること。	5	/	
1-3. 実施方法の妥当性・独創性	10	5	
* 1-3-1. 実施方法に具体性があり、実現可能なものとなっていること。	5	/	
* 1-3-2. 業務規模が適正であり、業務目的が確実に達成できること。（日程、人員、作業手順等が効果的であれば加点する。）	5	5	
2. 業務の評価手法	10	/	
2-1. 事後評価手法の具体性	10	/	3
* 2-1-1. 客観的な測定効果指標が設定されていること。	5	/	
* 2-1-2. 効果の評価手法に妥当性があること。	5	/	
3. 業務実施主体の適格性	30	20	
3-1. 実施体制の適格性	15	5	5、6、7
* 3-1-1. 業務実施可能な人員が確保されていること。（実施体制、人員数、配置等の観点から、効果的な人員体制となっていれば加点する。）	10	5	
* 3-1-2. 国からの要望等に迅速・柔軟に対応できる体制が確保されていること。	5	/	
3-2. 知見・専門性等の有無	10	10	
* 3-2-1. 当該業務に関する知見・ノウハウ（国際協力関連等）を有していること。（原子力、研修策定等に関する知見・ノウハウを有していれば加点する。）	10	5	
3-2-2. 関連機関との協力体制構築のためのネットワークを有していればその内容に応じて加点する。	/	5	
3-3. 実績の有無	/	5	
* 3-3-1. 実績の内容（国際協力関連で類似の業務実績がある等）に応じて加点する。	/	5	
3-4. 経理処理能力の適格性	5	/	
* 3-4-1. 業務を行う上で適切な財務基盤、一般的な経理処理能力を有していること。	5	/	

別紙3：評価項目一覧表

放射線利用技術等国際交流（研究者育成）

評価項目及び得点配分基準（*：必須の事項 ●：価格と同等に評価できない項目）

区分	評価項目（要求要件）	基礎点	加点
●	1. 業務の内容及び実施方法	30	10
	1-1. 業務の目的及び趣旨との整合性	10	
*	1-1-1. 業務の目的及び趣旨との整合性がとれていること。	5	
*	1-1-2. 研修趣旨と研修対象（年齢及び職種等）が的確に捉えられていること。	5	
	1-2. 業務内容の妥当性・独創性	10	5
*	1-2-1. 国の広報業務として妥当な内容であること。（内容に創意工夫があれば加点する。）	5	5
*	1-2-2. 研修内容が国民一般にとって分かり易いものとなっていること。	5	
	1-3. 実施方法の妥当性・独創性	10	5
*	1-3-1. 実施方法に具体性があり、実現可能なものとなっていること。	5	
*	1-3-2. 業務規模が適正であり、業務目的が確実に達成できること。（日程、人員、作業手順等が効果的であれば加点する。）	5	5
●	2. 業務の評価手法	10	
	2-1. 事後評価手法の具体性	10	
*	2-1-1. 客観的な測定効果指標が設定されていること。	5	
*	2-1-2. 効果の評価手法に妥当性があること。	5	
	3. 業務実施主体の適格性	30	20
	3-1. 実施体制の適格性	15	5
*	3-1-1. 業務実施可能な人員が確保されていること。（実施体制、人員数、配置等の観点から、効果的な人員体制となっていれば加点する。）	10	5
*	3-1-2. 国からの要望等に迅速・柔軟に対応できる体制が確保されていること。	5	
	3-2. 知見・専門性等の有無	10	10
*	3-2-1. 当該業務に関する知見・ノウハウ（国際協力関連等）を有していること。（原子力、研修策定等に関する知見・ノウハウを有していれば加点する。）	10	5
	3-2-2. 関連機関との協力体制構築のためのネットワークを有していればその内容に応じて加点する。		5
	3-3. 実績の有無		5
	3-3-1. 実績の内容（国際協力関連で類似の業務実績がある等）に応じて加点する。		5
	3-4. 経理処理能力の適格性	5	
*	3-4-1. 業務を行う上で適切な財務基盤、一般的な経理処理能力を有していること。	5	
	合 計	70	30

注 価格点：技術点 = 50点：100点（1：2）

注 要求条件を満たしている場合は基礎点を付与し、更に、これを超える部分については、評価に応じ加点の点数の範囲内で得点を付与する。

放射線利用技術等国際交流（研究者育成） 加点付与基準

加 点 評 価 項 目	評 価 区 分		
	大変優れている	優れている	やや優れている
1. 業務の内容及び実施方法	10	6	2
1-2-1. 内容の創意工夫について	5	3	1
1-3-2. 日程、人員、作業手順等の効率性について	5	3	1
3. 業務実施主体の適格性	20	12	4
3-1-1. 人員配置の効率性について	5	3	1
3-2-1. 当該業務に関する知見・ノウハウについて	5	3	1
3-2-2. 関連機関との協力体制構築のためのネットワークについて	5	3	1
3-3-1. 類似業務の実績について	5	3	1
合 計	30	18	6

:従来の実施状況に関する情報の開示に関する事項

1. 従来の実施に要した経費（平成25年度については実施中の内容）（単位：千円）

		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
人件費	常勤職員				
	非常勤職員				
物件費					
委託費等	委託費定額部分	80,565	74,370	61,413	55,446
	成果報酬等				
	旅費その他				
計 (a)		80,565	74,370	61,413	55,446
参考値 (b)	減価償却費				
	退職給付費用				
	間接部門費				
(a) + (b)		80,565	74,370	61,413	55,446

※平成25年度については、契約時点での金額であり、今後実施状況に応じて変更の可能性あり。

※平成22～24年度については、原子力技術者・研究者の派遣に係る対応費用も含む。

（派遣は平成25年度以降は廃止。）なお、各年度の経費内訳は以下の通り。

（単位：百万円）

項目		平成22年度	平成23年度	平成24年度
事業実施費	外国人招聘旅費	46	43	31
	外国旅費	2	2	4
	国内旅費	2	2	2
	印刷製本費	2	1	1
	消耗品費、諸謝金、会議開催費、通信運搬費、借損料、雑役務費、消費税相当額	4	4	2
人件費	業務担当職員等	17	17	17
一般管理費	（直接経費の10%）	7	7	6
合計		81	74	61

※表示単位未満四捨五入の関係で、積み上げと合計は一致しない。

1. 本業務は、外部委託により実施している。
2. 各年度の仕様書を参考としたい場合は、事業者が申し出れば配布する。
3. 各年度の委託形態は次の通り
平成22、23、24年度
単年度契約。企画競争、公募広告により事業者を決定した。
4. 要求仕様の推移は次の通り

項目	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
招聘人数	20名程度	20名程度	23名程度	20名程度
派遣人数	5名程度	5名程度	10名程度	—

※派遣は平成25年度以降は廃止。

2. 従来の実施に要した受入機関数、受入人数及び人員（平成25年度については実施中の内容）

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度		
受入機関数	13(研究機関4,大学9)	10(研究機関3,大学7)	14(研究機関4,大学10)	16(研究機関5,大学11)		
<p>(受入機関に求められる知識・経験等)</p> <p>○研究機関 我が国において原子力に関わる活動を行っている独立行政法人や公益法人等の研究機関が対象となる。</p> <p>○大学 我が国において原子力に関わる学科／研究科／研究所を有し、原子力各分野の教授の下に教育・研究が行われている国公立等の大学が対象となる。</p> <p>(受入機関一覧)</p> <p>[平成22年度] 北海道大学、東北大学、東京大学、東京工業大学、首都大学東京、東京農工大学、名古屋大学、大阪大学、福井大学、日本原子力研究機構、産業技術総合研究所、農業生物資源研究所、若狭湾エネルギー研究センター</p> <p>[平成23年度] 北海道大学、東京大学、東京工業大学、名古屋大学、京都大学、大阪大学、福井大学、九州大学、日本原子力研究機構、放射線医学総合研究所</p> <p>[平成24年度] 北海道大学、弘前大学、東北大学、茨城大学、東京大学、首都大学東京、名古屋大学、京都大学、福井大学、九州大学、日本原子力研究機構、物質・材料研究機構、若狭湾エネルギー研究センター、日本アイソトープ協会</p> <p>[平成25年度] 北海道大学、弘前大学、八戸工業大学、東北大学、東京大学、首都大学東京、東京農工大学、名古屋大学、京都大学、福井大学、九州大学、日本原子力研究機構、産業技術総合研究所、放射線医学総合研究所、若狭湾エネルギー研究センター、日本アイソトープ協会</p>						
(業務状況)						
項目		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	
原子力技術者・研究者の招聘	FNCA招聘コース	期間	3～11ヵ月	3～9ヵ月	3～6ヵ月	
		受入人数	3名	3名	2名	2名
	個別研究課題コース	期間	1～11ヵ月	3～10ヵ月	3～6ヵ月	3～6ヵ月
		受入人数	22名	17名	14名	14名
基礎基盤コース (平成23～)	期間	—	3ヵ月	3～6ヵ月	3～6ヵ月	
	受入人数	—	5名	7名	7名	
原子力技術者・研究者の派遣	期間	4～9日間	5～9日間	5～8日間	—	
	派遣人数	6名	4名	8名	—	
※派遣は平成25年度以降は廃止。						

※各年度の国別の招聘人数(カッコ内:応募人数)は、以下の通り。

国名	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
バングラデシュ	3 (31)	3 (16)	3 (18)	4 (25)
中国	3 (46)	3 (20)	2 (35)	1 (10)
インドネシア	4 (18)	3 (17)	3 (16)	4 (20)
カザフスタン	1 (5)	1 (1)	1 (5)	2 (11)
マレーシア	3 (5)	6 (13)	2 (9)	2 (9)
モンゴル	1 (5)	2 (9)	2 (13)	1 (15)
フィリピン	1 (3)	0 (0)	1 (4)	2 (8)
スリランカ	1 (15)	1 (4)	1 (8)	2 (12)
タイ	3 (11)	2 (9)	4 (13)	2 (13)
ベトナム	5 (28)	4 (21)	4 (11)	3 (20)
合計	25 (167)	25 (110)	23 (132)	23 (143)

(注記事項)

本業務は外部委託により実施。

受託者側の人員(実績値)は次の通り。

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
受託者の職員(合計)	12名	12名	14名	12名
・統括責任者	1名	1名	1名	1名
・業務担当者	5名	5名	6名	5名
・技術担当者	3名	3名	3名	3名
・補助者	3名	3名	4名	3名

※平成22～24年度については、派遣に係る対応人数も含む。

※なお、招聘者等に対する対応は英語にて行う。

3. 従来の実施方法等(平成25年度については実施中の内容)

(従来の実施方法)

本業務は外務委託により実施。

(注記事項)

○実施体制等

対象業務については、民間事業者に委託しているため、文部科学省では直接実施していない。

本業務の履行にあたり、文部科学省による監督、検査を行った。

監督職員:民間事業者が行う各業務について、必要な監督を行う。

検査職員:民間事業者が行う各業務について、必要な検査監督を行う。

○アンケート調査

アンケート調査については、各年度招聘者に対して自由記述式のフォーマットで実施しており、事業評価に係る選択式の質問項目は無し。受入機関に対する年度毎のアンケートは未実施。

4. 参考(平成25年度実施状況)

(研究分野・テーマ例)

(i) FNCAコース

- ・水稻やマメ科作物のバイオ肥料用土壌微生物の特性解明およびバイオ肥料とオリゴキトサンの相乗効果の評価(バイオ肥料)
- ・放射線加工技術を利用した多糖類からの植物生長促進剤及び超吸水性ゲルの開発(電子加速器利用) 他

(ii) 個別研究課題コース

- ・原子力施設の環境放射線管理(放射性廃棄物管理)
- ・中性子照射下の原子炉材料の特性(原子炉燃料・材料) 他

(iii) 基礎基盤コース

- ・原子力工学/原子力安全工学
- ・パブリックアクセプタンス 他

【参考:H25年度実施状況】「放射線利用技術等国際交流(研究者育成)」実施スケジュール

	①原子力技術者・研究者の選定及び招聘	②招聘者の募集	③運営委員会の開催等	④過去招聘者のデータベース整備	⑤アンケート調査の実施 (招聘者に対して自主実施)	
H25	5月	●平成25年度招聘者選定 (各国からの応募書類をもとに検討)				
	6月	●(最終合格者決定)		●過去招聘者のデータベース整備		
	7月	●平成25年度招聘者選定結果通知 ・原安協より各国代表機関へ結果通知、国内機関へ受入依頼 ・原安協より各国機関および招聘者へ補足通知	【募集の準備】 ●平成26年度招聘者用研修、 研究テーマ(募集テーマ)、 研究手法検討 (各受入機関の協力のもとに検討、とりまとめ)	●第1回運営委員会開催(7/10) ・平成25年度招聘者最終選定 ・平成25年度計画内容の検討		
	8月	各受入機関、各招聘者との連絡・調整				
	9月	●招聘実施 研究機関・教育機関招聘者の潜在ケア				
	10月					
	11月					●アンケート配布
	12月					
	H26	1月			●ニューズレター作成、配布	
2月			●【募集の案内】 ●各国への募集案内 ・原安協より各国へ案内 ・原安協より各国機関および個人へ 補足連絡(約800~900件)		●	
3月				●第2回運営委員会 ・平成25年度招聘の評価 ・平成26年度募集案内についての 検討	●アンケート回収、結果取まとめ	

※H25年度については、予算成立時期の影響を受け、5月末に契約を締結し、業務を開始。